

戸塚小学校
放課後キッズクラブ

入会のしおり

令和8年度版

運営法人
特定非営利活動法人 戸塚小はまっこキッズクラブ

電話：045-881-8306

(注) 本案内の内容は、令和7年12月時点で作成したものです。



目次

I	放課後キッズクラブの制度等について	
I-1	放課後キッズクラブとは	1
I-2	運営法人 特定非営利活動法人戸塚小はまっ子キッズクラブ について	1
I-3	放課後キッズクラブの開所日	1
I-4	放課後キッズクラブの利用区分	2
I-5	わくわく【区分1】の概要	3
I-6	すくすく【区分2】の概要	4
I-7	保険への加入	6
I-8	放課後e-場所システムの使用	7
II	活動について	
II-1	戸塚小学校放課後キッズクラブの活動	8
II-2	プログラム	10
II-3	おやつ	11
II-4	学校休業日等の昼食	11
II-5	学習環境	11
II-6	キッズクラブからの帰り方(一斉下校・お迎え)	12
II-7	広報誌『キッズニュース』	13
II-8	利用当日の流れ	14
II-9	キッズクラブの利用にあたってのお願い	15
II-10	事故が起きた時の対応	16
III	利用にあたっての各種手続き等について	
III-1	利用申込	17
III-2	利用予定	19
III-3	利用料等の支払方法	19
III-4	利用区分の変更	20
IV	非常災害時等の対応について	
IV-1	警報発表時等の対応	21
IV-2	Jアラートを通じた緊急情報への対応	22
IV-3	熱中症警戒アラート等発表時等の利用	23
IV-4	地震	24
V	その他	
V-1	支援や配慮を必要とする児童の受入れについて	25
V-2	保護者会	26
V-3	ご意見・ご要望等	26
V-4	お問い合わせ先	27

(参考資料) P28~

- ・放課後キッズクラブ よくあるご質問
- ・保険に関するQ&A
- ・キッズクラブでの持ち帰りiPad使用ルール
- ・令和8年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類等について
- ・令和8年度減免手続きのお知らせ

(様式等) (使用する際はコピーしてください)

- ・就労(予定)証明書 / 記入例
- ・就労(予定)証明書遅延届 / 記載例
- ・自営業従事者等申告書
- ・病気・障害等申告書
- ・求職活動申告書
- ・放課後キッズクラブ利用料減免申請書
- ・放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書
- ・キッズかけはしシート

I 放課後キッズクラブの制度等について



I-1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して放課後の安全・安心な居場所を提供する事業です。

① 全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること

② 留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供すること **を目的に実施しています。(P2)**

平成16年度に開始され、令和2年度には横浜市立の全ての小学校に設置されています。

戸塚小学校放課後キッズクラブは、戸塚区が選定した特定非営利活動法人戸塚小はまっ子キッズクラブが運営を行っています。

I-2 運営法人:特定非営利活動法人戸塚小はまっ子キッズクラブについて

戸塚小はまっ子ふれあいスクール」開設以来、学区の児童を対象として、年齢が異なる児童の交流や体験を通して学び、成長する趣旨で「戸塚小はまっ子ふれあいスクール運営委員会」という組織で続けてまいりました。

これまで培ってきた、はまっ子の運営方法を土台として、学校との連携、保護者との連携、地域との連携を継続し、さらに遊びの場、生活の場に発展させていくために、戸塚小PTAのOBが中心となり「特定非営利活動法人戸塚小はまっ子キッズクラブ」を立ち上げ、児童の安全で安心な居場所として、また留守家庭の児童や保護者の安心できる場とする為に、地域の有志に呼びかけて立ち上げたNPO法人です。

I-3 放課後キッズクラブの開所日

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除き、原則として開所します。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合^(※1)や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります(閉所または開所時間を短縮する場合の連絡は放課後e-場所システム(P7)で行います)。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります(P2)。



<放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例>

	警報発表時(P21、22)	熱中症警戒アラート等発表時(P23)	学級閉鎖等
わくわく【区分1】	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童 ^(※2) は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。
すくすく【区分2A・B】 (わくわく【区分1】のスポット利用(P3)を含む)	開所 ※特別警報発表時は閉所	開所	

※1 表に記載がない事由においても、学校都合等により閉所する場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

I-4 放課後キッズクラブの利用区分

利用に当たっては、まず、利用区分を選択いただきます。

利用区分は、遊びの場の利用を目的とした「わくわく【区分1】」と、遊びの場に加えて留守家庭児童等の生活の場の利用を目的とした「すくすく【区分2】」があります。

また、「すくすく【区分2】」には、午後5時まで利用の「すくすく・ゆうやけ【区分2A】」と午後7時まで利用の「すくすく・ほしぞら【区分2B】」があり、登録に当たっては、それぞれ月額の利用登録料（以下「利用料」という）をご負担いただきます。

<放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例>

利用区分		わくわく【区分1】 ^(※1)	すくすく【区分2A】	
			ゆうやけ【区分2A】 ^(※2)	ほしぞら【区分2B】
利用目的		遊びの場	遊びの場 + 生活の場	
登録条件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸塚小学校に通学している児童であること ・ 戸塚小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること 		
		—	留守家庭児童等 ^(※3) であること	
利用時間	平日	放課後 ~ 午後4時まで		放課後 ~ 午後7時まで
	土曜日	<u>利用できません</u>	午前8時30分 ~ 午後5時まで	午前8時30分 ~ 午後7時まで
	土曜日を除く学校休業日	<u>午前9時 ~ 11時 または 午後2時 ~ 午後4時^(※4)</u>	午前8時 ~ 午後5時まで	午前8時 ~ 午後7時まで
お迎え		<u>キッズクラブで定めている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります(P12)</u>		
利用料		<u>無料</u>	月額 2,000 円 ^(※5) + おやつ代 (7・8月は2,500円+おやつ代)	月額 5,000 円 ^(※5) + おやつ代 (7・8月は5,500円+おやつ代)
			減免制度あり(P5) (巻末申請用紙あり)	
保険加入料		年額800円(P6)		
定員		なし	あり	

※1 表の説明のほか、有料でスポット利用(P3)ができます

※2 表の説明のほか、有料で延長利用(P4)ができます

※3 保護者が就労及び健康上の理由等により、放課後の時間帯において、お子様を保護・養育することが難しい世帯のお子さまをいいます。

※4 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前みの利用となり、午後は利用できません。

※5 実際の利用頻度に関わらずご負担いただきます(利用回数に応じた日割り等はありません)。

I-5 わくわく【区分1】の概要

(1) わくわく【区分1】について

全てのこどもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供することで、異年齢間の遊びや交流を通じて、創造性・自主性・社会性などを養うことを目的としています。

こどもたちが安全・安心に「遊び」の時間を過ごすことができるよう、スタッフが支援します。

(2) 利用時間

平日	放課後～午後4時
土曜日	利用できません ※スポット利用や、特別なプログラムのある日でプログラムに参加する場合は利用できます。
学校休業日	午前9時～11時 または 午後2時～4時 ※午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前からの利用となり、午後は利用できません。

(3) スポット利用

スポット利用とは、保護者の一時的な用事等により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、わくわく【区分1】のお子さまを、午後7時まで受入れる制度です（土曜日・学校休業日も午後7時まで利用できます）。

スポット利用には、原則あらかじめのお申込みが必要で、

1回あたり800円のスポット利用料とおやつ代（実費）がかかります。

(4) 利用料

わくわく【区分1】の利用料は無料ですが、利用料とは別に保険料がかかります。また、プログラム（PIO）に参加する場合、材料費等の実費がかかる場合があります。

<注意事項>

わくわく【区分1】の利用時間は午後4時までのため、退室時間が4時1分以降になると、自動的にスポット利用料（800円/回）とおやつ代（実費）をご負担いただきますので、あらかじめご承知おきください。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P21、22）や熱中症警戒アラート等発表時（P23）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な「遊び場」の確保が困難な状況においては、わくわく【区分1】の利用を原則は休止としています。

利用を制限する場合には、あらかじめ保護者の皆さまに対して、キッズニュース や 放課後e-場所システム（P7）によりお知らせさせていただきます。



I-6 すくすく【区分2】の概要

(1) すくすく【区分2A・B】について

保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童等を対象に「遊びの場」と「生活の場」を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

わくわく【区分1】と一体的に行う「遊びの場」の提供に加え、ご家庭とも連携しながら、放課後キッズクラブでの生活を通したお子さまの健全な成長や基本的な生活習慣^(※1)の習得等のための支援を、放課後児童支援員^(※2)等が行います。

※1 基本的な生活習慣の一例

- ・健康や衛生に関すること(手洗い、うがい等)
- ・こどもの日常生活に関すること(持ち物の管理、片付け、整理整頓、宿題等)
- ・放課後キッズクラブでの生活に関すること
(集団生活を維持するための活動に分担・協力して取り組むこと等)

※2 放課後児童支援員

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許保有者、高等学校等を卒業して2年以上放課後キッズクラブ事業に従事し市長が適当と認めた者等、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

(2) 利用時間

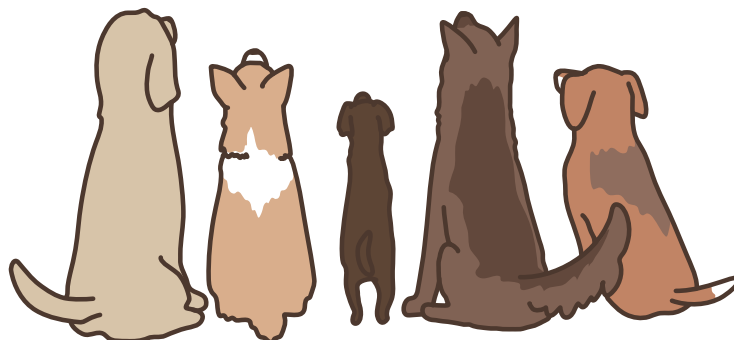
	すくすく・ゆうやけ【区分2A】 ^(※)	すくすく・ほしぞら【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
土曜日を除く 学校休業日	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時

※ 延長利用料(400円/回)を支払うことで、午後7時まで利用することができます。

(3) 延長利用

延長利用とは、すくすく・ゆうやけ【区分2A】のお子さまを、保護者の一時的な用事等がある場合、午後5時を超えて午後7時まで受け入れる制度です。

延長利用には、原則あらかじめのお申し込みが必要で、1回あたり400円の延長料金がかかります。



(4) 利用料

すくすく【区分2】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料は放課後キッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

また、利用料とは別におやつ代(実費相当)や保険料がかかる(P6)ほか、プログラム(P10)に参加する場合に材料費等の実費がかかる場合があります。

	すくすく・ゆうやけ【区分2A】	すくすく・ほしぞら【区分2B】
利用料(月額) ^(※)	2,000円 (7・8月は2,500円)	5,000円 (7・8月は5,500円)
延長料金(午後7時まで)	1回あたり400円	—
おやつ代	実費相当	

※ すくすく【区分2A・B】の利用料は、その月の利用がなくてもご負担いただきます。

<注意事項>

すくすく【区分2A】の利用時間は午後5時までのため、退室時間が5時1分以降になると、自動的に延長料(400円/回)をご負担いただきますので、あらかじめご承知おきください。

【利用料減免制度】

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく【区分2】を利用するに当たり、経済的な理由でお困りの方に対し月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

	説明
減免対象者	以下の①～③のいずれかに該当する方 ① 生活保護世帯の方 ② 市民税所得割非課税世帯の方 ③ 横浜市就学援助を受けている方
減免額	上限 2,500円/月
減免対象費用	月額利用料 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2A】の延長料(400円/回)及び保険加入料は減免の対象となりません

※ ①～③の要件を満たさなくなった場合(例:就学援助の対象ではなくなった場合、婚姻により非課税世帯ではなくなった場合等)、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※ 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

I-7 保険への加入

放課後キッズクラブでは、利用区分にかかわらず、利用いただく皆様に万一の怪我や事故の賠償責任に備えて保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子さま1人につき年額800円）を負担していただきます。

この保険は戸塚小学校放課後キッズクラブを利用するお子さまを対象に、運営法人：特定非営利活動法人戸塚小はまっ子キッズクラブが加入するものです。利用申込の際に、保険掛け金の領収書等の添付が必要になりますので、申込前までに保険掛け金をお支払いください。なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。

(1) 補償内容

①「傷害保険」②「賠償責任保険」③「突然死葬祭費用」の3つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等による事故を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（熱中症・細菌性・ウイルス性食中毒も対象）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります（事業者・支援員が児童に対して行う指導・業務上の過失などは関係しません）。
- ③ 突然死（急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とした死亡）に際して、親族が負担した葬祭費用を補償

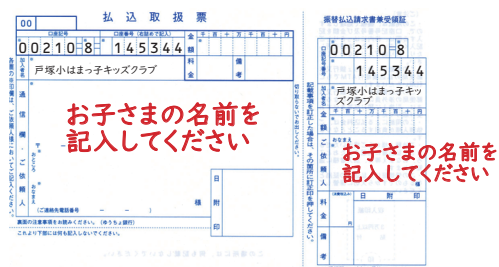
	内容	保険金額・支払限度額*
傷害保険	通院（1日目から30日限度）	1,500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4,000円/日
	死亡	3,000万円
	後遺障害	最高4,500万円
賠償責任	対人・対物賠償合算 （ただし、対人賠償）	支払限度額 1事故 5億円 支払限度額 1名 2億円
見舞金	突然死相殺費用	支払限度額 180万円

(2) 対象となる事故の範囲

- ① 放課後キッズクラブ利用中のお子さまの事故
- ② 放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さまの事故（交通事故も含む）

(3) 支払方法

- ① キッズクラブ専用の「振込用紙票」に必要事項をご記入
（兄弟姉妹がいる場合、1枚にまとめて記入して振込可能。その場合、お子さまの人数分名前をご記入）
- ② ゆうちょ銀行または郵便局のATMで保険料（1人につき800円）支払い



銀行名	ゆうちょ銀行
口座記号	00210-8
口座番号	145344
受取人名	戸塚小はまっ子キッズクラブ

※払込手数料は保護者の方のご負担になります。

(5) その他

その他、保険適用のご相談、ご不明点等ありましたら、戸塚小学校放課後キッズクラブまたは運営法人：特定非営利活動法人戸塚小はまっ子キッズクラブまでお問い合わせください。

I-8 放課後 e-場所システムの使用

放課後キッズクラブの利用に当たり、入会申込を始めとした、各種手続の多くは横浜市が開発した「放課後 e-場所システム」(以下「システム」という。)で行います。お手数ですが、システムの利用登録をお願いします。

なお、システムでの新規利用登録に当たっては、横浜市の子育て応援アプリ「パマトコ」(※)のアカウント登録が必要となります。登録・利用方法などの詳細はシステムのマニュアルをご確認ください。

※横浜市が子育て世帯のお悩みを解決するためのツールとして開発した、自治体ならではの情報・機能を集約した子育て応援アプリ・サイトです。

<システムの登録>

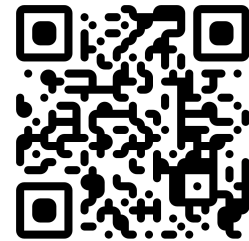
登録用の二次元コードが印刷された「入会・利用申込登録チラシ」をお渡しますので、利用申込に必要な書類(P17参照)をお手元に揃えたうえで、二次元コードを読み取り、利用登録を行ってください。

なお、システムの操作方法等については、横浜市のホームページに掲載されているシステムのマニュアルをご確認ください(システムでの手続が難しい場合は、戸塚小学校放課後キッズクラブまでご相談ください)。

【放課後e-場所システム マニュアル掲載ページ】

横浜市入会・利用申込 入退室管理システム
(放課後e-場所システム)について

放課後
e-場所



放課後 e-場所システム の主な機能

主な機能の一覧		
1	入会の利用申込・区分変更・退会	クラブの利用申込・区分の変更・退会の手続きができます。
2	書類の提出	申込等に必要な書類を提出できます。
3	児童の入退室時刻のお知らせ	お子さまの入室・退室の情報を、メールで通知します。
4	利用予定の登録・変更・キャンセル	利用予定の登録・変更・キャンセル等ができます。
5	昼食提供の申込	春・夏・冬休みにお弁当を注文できます。
6	クラブ・横浜市からのお知らせ	保護者サイトでお知らせを確認できるほか、クラブからのお知らせをメールで通知を受け取ることができます。

<放課後e-場所システムの動作環境(2025年11月現在)>

放課後 e-場所システム はブラウザ上で動作するクラウドサービスです。

インターネットにつながる環境であれば、スマートフォン・パソコン・タブレットで利用ができます。

主な機能の一覧	
Google Chrome (グーグルクローム)	最新のバージョンをお使いください
Firefox (ファイアフォックス)	最新のバージョンをお使いください
Microsoft Edge	最新のバージョンをお使いください

Ⅱ 活動について



Ⅱ-1 戸塚小学校放課後キッズクラブの活動

(1) 活動にあたり大切にしていること

戸塚小学校放課後キッズクラブでは、遊びを通して人との関わりを学び、困っている時には自分の気持ちや状況を伝え、乗り越える力を育むことを大切にしています。

さまざまな個性を持つ子どもたちが、時に刺激し合い、時にぶつかり合いながら共に過ごす中で、思いやりの心や相手を理解する姿勢、ルールを守ることの大切さ、そして善悪の判断力を身につけていくことを目指します。

「キッズって楽しい!」の声があふれる放課後キッズクラブでありたいと思っています。

(2) 学校・保護者・地域との連携や繋がり

戸塚小学校放課後キッズクラブでは、お子さまが安全・安心に過ごせるよう、学校、保護者、地域などと連携を取りながら運営しています。

	概要
学校	<ul style="list-style-type: none">子どもたちが日々の生活を円滑に送れるよう、学校の児童支援専任の方と情報交換を行い、子どもたちの様子などを共有しています。体を動かす遊びの時間を確保できるよう、学校と連携し、授業の時間や行事の予定を確認しながら、体育館や他の学校施設の利用調整を行っています。
保護者	<ul style="list-style-type: none">日々のお迎え時などのコミュニケーションに加え、お子様の様子などで気になることがあれば、スタッフとの面談はいつでも承ります。 <p>また、毎年9月頃に保護者アンケートを実施し、皆様のご意見をいただいています。</p>
地域	<ul style="list-style-type: none">キッズで行うプログラムの講師に地域の方をお呼びし、協力していただいています。



(3) 1日の活動スケジュール例

	わくわく【区分1】	ゆうやけ【区分2A】	ほしぞら【区分2B】
	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日：利用不可 ・長期休業期間・学校振替休日 9時～11時または14～16時のどちらか ・夏季は午前のみ ・学校給食がない日でもキッズでお弁当は食べません ・熱中症警戒アラートが発表された場合は利用不可(利用する場合はスポット利用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日：8:30～ ・長期休業期間・学校振替休日 8:00～ 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分1でスポット利用する方は、ほしぞら【区分2B】と同様の利用ができます。 ・スポット利用では16時以降も参加、土曜日、長期休業期間の時間外、学校振替休日の時間外、給食がない日の14時前の利用、熱中症警戒アラート発表日に利用ができます。 		
	<p>平日 4時間授業：およそ13:30～ 5時間授業： およそ14:30～ 6時間授業：およそ15:30～ 給食なしの日：およそ12:15～</p>		
放課後	<p>キッズルーム …………… 室内遊び・工作、ボードゲーム・カードゲーム、レゴ、ままごと等 ミーティングルーム …… DVD鑑賞や折り紙、塗り絵等 体育館 …………… ボール遊び、フリスビー等 外 …………… 少しのスペースを使っただの大縄、シャボン玉等 その他 各種プログラムを実施</p>		
16:00	わくわく【区分1】活動終了	16:00～16:45 おやつタイム	
17:00	16:00を過ぎる	ゆうやけ【区分2A】活動終了 17:00を過ぎる	<p>おやつ終了から宿題(タブレット使用可)や室内遊びをして静かに過ごします。</p> <p>宿題は本人の自主性を尊厳しています。</p>
	<p>活動時間を過ぎるとスポット利用料(800円)と共におやつ代(100円)が発生します。</p> <p>スポット利用は19:00までの利用ができ、ほしぞら【区分2B】と同様の利用が出来ます。</p>		
19:00	閉所		

★ キッズクラブが設定する最終下校時刻(季節によって異なる)を過ぎたら、保護者のお迎えが必須となります。



お願い

キッズクラブから放課後デイサービス・習い事に行く、また戻ってくるには、保護者もしくは代理人の送迎が必要です。

キッズクラブを經由して他施設・民間学童に行かれる場合は利用する施設の方への説明会がありますので、必ず保護者の方から案内をして担当の方へ出席していただきます。

Ⅱ-2 プログラム

キッズクラブでは、子どもたち一人ひとりが充実した時間を過ごせるよう、創作活動や体験等を提供し、社会性・自主性・創造性を育むための、プログラムを実施しています。

プログラムには「無料のプログラム」、「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」などがあります。

(1) キッズクラブでのプログラム

キッズクラブでは、地域の方等にご協力いただき、講師を呼んで子どもたちが楽しく取り組めるようなプログラムを実施しています。

【実施しているプログラムの例】

定期的に行っているプログラム	<ul style="list-style-type: none">・ダンス教室(毎月1回 土曜日)・工作教室(毎月1回 土曜日)・卓球教室(毎月1回 土曜日)・中国語教室(毎月1回 水曜日)
随時実施しているプログラム	<ul style="list-style-type: none">・(8月頃 折り紙・新聞紙を使ったエコバック作り)・(8月頃 音大生による吹奏楽鑑賞)・(12月 クリスマス会)

(2) ドッジボール大会

キッズクラブでは毎年横浜市内の放課後キッズクラブ等が対戦する「放課後事業合同ドッジボール大会」に参加しています。

戸塚区予選会(12月下旬)で勝つと横浜武道館で行われる決勝大会(2月)に出場できます。

公式のボールを使い、大会ルールに沿って練習します。大会にでなくてもドッジボールに興味がある児童も練習に参加できます。

(3) プログラムの申込等

システムで、プログラムの実施日の確認や申込をすることができます。詳しい内容は、今後キッズニュース(P13)等でお知らせします。

<注意事項>

- ・プログラムによっては、定員を設けて実施する場合がありますため、希望のプログラムに参加できない場合があります。
- ・プログラムの参加は任意となります。申込に当たっては、お子さまの希望も聞いたうえで、申し込むかどうかを決めてください。
- ・わくわく【区分1】のお子さまが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになります。終了時間が最終下校時刻(P12)を過ぎる場合など、保護者のお迎えが必要になる場合があるため、下校時刻についてお子さまとも確認しておくようにしてください。



II-3 おやつ

帰宅時間が16時を過ぎる場合に要不要に関わらずおやつを提供します。

おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

おやつは、キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額(100円)をご負担いただきます。原則、持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

食物アレルギー等の配慮【重要なお願い】学校生活管理指導表(写し)の提出について

お子さまの食物アレルギーについては、利用区分にかかわらず、必ず利用申込時に申告いただくとともに、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しをあわせて添付してください。

また、学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写し)をあわせて添付してください。なお、「学校生活管理指導表」の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

【おやつの提供状況】

料金:100円/食 食べる場所:キッズルーム、ミーティングルーム

おやつの内容:市販のお菓子やスナック類

おやつの時間:16時~16時40分まで

(他施設の利用等で16時40分を過ぎると持ち帰っていただきます。)

残したおやつ:たべきれない、嫌いなものがある等で残したおやつは持ち帰りできません。

おやつ提供例



II-4 学校休業日等の昼食

夏休み等の学校休業日や、学校がある日でも給食が提供されない日など、キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当を持参してください。特に夏場など、お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします。

【横浜市による取組】

戸塚小学校放課後キッズクラブでは、令和6年度から長期休業期間中の昼食提供を実施しています。お弁当を注文するとキッズクラブに直接配送されるため、お弁当を持参することなく、キッズクラブで昼食を取ることができます。なお、令和8年度の実施内容については、横浜市から別途お知らせがあります。

【参考】令和7年度の昼食提供の概要

期間:夏休み・冬休み・春休み(お盆休み期間(令和7年8月11日~8月15日)は除く)

料金:400円/食

対象:すすく【区分2A・B】登録及びわくわく【区分1】登録のスポット利用を希望する方

II-5 学習環境

戸塚小学校では、学習用タブレット端末(以下「端末」といいます)の持ち帰りを実施しており、ご家庭でも学習を行っているところです。

キッズクラブにおける利用にあたっては、学校の持ち帰りルールをもとに、クラブでの端末の利用ルールを定めています。詳細については、巻末「放課後キッズクラブでの学習用タブレット端末の利用にあたって(お願い)」をご確認ください。

また、キッズクラブ内で端末の故障・破損があった場合、原則として、当クラブでは故障・破損時の状況等を確認し、保護者にお伝えしますので、保護者から学校にご連絡ください。

なお、利用に際して端末に破損・紛失等があった場合、原則、キッズクラブは一切責任を負いません。そのため、十分注意するようお子さまとお話しあううえで、ご使用ください。

Ⅱ-6 キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え）

キッズクラブからの帰り方は、お子さまだけで帰る場合と、保護者等によるお迎えの2種類があります。

お子さまだけで帰る場合には、お子さまの安全面を考慮し、学校で定められた通学路を守り、一斉下校を行っています。

システムで利用予定を登録する際（P19）に、帰宅時間とお迎えの有無を入力してください。

また、学校とも連携のうえ、一斉下校には最終時刻（以下「最終下校時刻」という。）を設定しています。お子さまの安全のために、「最終下校時刻」以降はお子さまだけの帰宅はできませんので、必ず保護者等によるお迎えが必要となります。

<キッズクラブからの帰り方>

～ 最終下校時刻まで	最終下校時刻以降
① 一斉下校 ② 保護者等によるお迎え	保護者等によるお迎え (お子さまだけの帰宅はできません)

(1) 一斉下校

一斉下校で帰宅する場合はお子さまだけで帰宅することができます。一斉下校時刻は30分毎に設定していますので、お子さまだけで帰る場合には、「一斉下校時刻」の時間を、システムで利用予定に登録してください。なお、最終下校時刻は季節によって異なるため、ご注意ください。

<一斉下校時刻と最終下校時刻>

～ 最終下校時刻まで			最終下校時刻以降		
4～10月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	午後5時00分
11～2月	午後3時30分	午後4時00分	—	—	午後4時00分
3月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	午後5時00分

【新1年生の一斉下校開始日について】

新1年生のお子さまの一斉下校開始は5月1日からです。それまでは、保護者等によるお迎えをお願いします。

(2) 保護者等によるお迎え

最終下校時刻後の帰宅となる場合、又は最終下校時刻前でも保護者等のお迎えを希望する場合は、お迎えでの帰宅となりますので、システムの利用予定にお迎えの時間を登録してください。

★ お迎えができる方

保護者又は代理引き取り人、きょうだいによるお迎えができます。

お迎えがきょうだいの場合・・・小学生は最終下校時刻まで可能※中学生以上は19時まで可能

代理引き取り人については、利用申込時に登録をお願いします。なお、代理引き取り人がお迎えをする場合は、キッズ保護者代理人カードをご提示ください。キッズ保護者代理人カードはキッズクラブ登録完了後、必要な方はキッズクラブまで取りに来てもらいます。引き渡し書に記入していただきその場でお渡しします。（配布開始日・・・令和8年3月23日）

★ 車による送迎

車でのお迎えは原則できません。やむを得ず車による送迎が必要な場合、近隣にお住まいの方への影響もありますので有料駐車場を利用していただくなど、ご協力をお願いします。

Ⅱ-7 広報誌『キッズニュース』

戸塚小学校放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さまと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月15日ごろに発行し（一斉メールでお知らせもします）、システムから配信をします。紙のキッズニュースも用意していますので、必要な方はキッズクラブまで取りにいらして下さい。

なお、夏休みや冬休み等、長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合は、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズニュース』を配付することもあります。

(2) 『キッズニュース』の内容

・ 翌月の予定

キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

例：プログラム（内容や参加料、申込締切日、申込方法等）、保護者会や防災・避難訓練の日程等

・ 活動の様子

キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さまと一緒に楽しんでください。

< 『キッズニュース』等への写真掲載 >

『キッズニュース』では、お子さま方の活動の様子を写真入りで掲載することがあります。また、本ニュースはキッズクラブの紹介資料として学校外の方へお渡しすることもあります。その際は個人を特定できないよう配慮いたします。

なお、『キッズニュース』以外にも、写真を使用する活動紹介を随時行います。写真掲載を希望されない場合は、システムの利用申込時に、写真掲載の同意欄で「同意しない」を選択してください。

・ お知らせとお願い

その他、キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

実際のキッズニュース例

令和7年度 12月号	<h1>キッズニュース</h1>	<small>戸塚小放課後キッズクラブ 主任 宮内路子 副主任 山下久美子・村田 秀樹 045-881-8306</small>	
<p>12月23日・24日・25日の区分1は 14時～参加できます</p> <p>給食が終了していますので、区分1児童は昼食を済ませてからの参加です。お弁当時間帯の利用も兼ねる方はスポット利用になります。他施設利用でキッズを経由する場合もスポット利用になります。</p>		12月のキッズ活動予定	
		日付	教室・お知らせ等
		1 月	
		2 火	
		3 水	ドッジ
		4 木	
		5 金	ドッジ

Ⅱ-8 利用当日の流れ

(1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

- ① 各学級での帰りの会が終わったら、キッズルームに行きます。キッズルームは仮設校舎の2階です。
※土曜日等（学校がお休みの日）については、金次郎門からキッズルームまで行きます。柏尾門は閉まっています。
- ② 外履きを下駄箱に入れ、キッズカードをキッズクラブのスタッフに渡してください。
（キッズでは上履きをはきません。廊下、体育館も靴下で過ごします）
- ③ 受付で、お子さん専用の二次元コード（※）を読み取ります。
二次元コードを読み取ると、入退室システムで登録したメールアドレスに入室のお知らせが届きます。
※二次元コードは、キッズクラブで管理しています。
- ④ ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。
★教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

(2) 持ち物

平日	学校休業日
<ul style="list-style-type: none">・キッズカード(必ず持たせてください)・水筒(普段学校に持っていく中身と同じものにしてください)・上履き・着替え(校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。)	<ul style="list-style-type: none">・キッズカード(必ず持たせてください)・水筒(普段学校に持っていく中身と同じものにしてください)・上履き・着替え(校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。)・学習道具・お弁当(お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします)

<注意事項>

学校に持って来てはいけないもの(ゲーム機、玩具等)は、キッズクラブにも持ってくることはできません。

(3) 帰り方

- ① 最終下校時刻まで(一人帰り)
一斉下校時刻が近づいたら、キッズクラブのスタッフがお子さまに声かけし、帰宅の準備をします。キッズクラブを退室する際に、お子さま専用の二次元コードを読み取り(※)、一斉下校します。
※二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。
- ② 最終下校時刻後(保護者によるお迎え)
お迎え時に、保護者の方から金次郎門のインターホンで「学年・組・お子さまのお名前」をお伝えいただき、キッズルームまでお越しになりましたら、お子さまを引渡し、お子さん専用の二次元コードを読み取ります。(※)
※二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

Ⅱ-9 キッズクラブの利用に当たってのお願い

キッズクラブは、多くの児童・保護者の方がご利用されます。

皆様が安心してキッズクラブをご利用いただけるよう、またスタッフが安心して働くことができるよう、利用にあたっては、以下のルールへのご協力をお願いします。

これらのルールを守っていただけない状況が継続する場合や、その他キッズクラブの安定した運営に重大な支障をきたす行為があった場合は、キッズクラブのご利用をお断りさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

キッズクラブの安定した運営に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(1) キッズカードは必ず持たせてください。

お子さまの入室・退室をお知らせする他、緊急時の避難の際にもキッズカードを持ち出し、点呼に使用します。キッズカードはキッズクラブに来る際に大切な持ち物です。帰宅時間・お迎えの有無をお子様と確認しながらキッズカードを持たせてください。

(2) 利用時間の順守

学校休業日や土曜日において、朝、キッズクラブの開所時間より早く来て、キッズクラブの開所まで外で待つお子さまがいらっしゃいます。お子さまが開所時間以降にキッズクラブに到着するよう、ご協力をお願いします。特に、夏休み等の猛暑時は日陰がない場所もありますので、熱中症予防のための配慮をお願いします。また、キッズクラブの開所時間は午後7時までのため、必ず午後7時までにお迎えに来るようにしてください。

(3) 登下校についての注意

キッズクラブへの行き帰りは、**保護者の責任において行うこと**を原則としています。お迎えがない場合の一人帰りや、学校休業日の行き帰り時などにおける事故・事件について、キッズクラブおよび横浜市は責任を負いかねます。安全を十分に確認した上でご利用ください。

キッズクラブに参加してから習い事等に行くことは、送迎者がいる場合に限り（※最終下校時刻までは）可能です。習い事に行ってから再びキッズクラブに戻ってくることも可能ですが、登下校と同様に**保護者の責任の下で行われます**のでご注意ください。

※民間学童や習い事等の事業者が送迎を担当される場合は、児童の安全な受け入れ・引き渡しを徹底するため、**保護者様より当該事業所へ「他施設向けの説明会」への出席を働きかけていただけますようお願いいたします。**

2月24日(火) 13:00~13:30 を予定しています。

(4) スタッフとの適切なコミュニケーション

キッズクラブでは、保護者の皆さまと協力してお子さんを支援するとともに、スタッフが安心して働ける環境づくりに努めております。

保護者の方からのご意見・ご要望には真摯に対応してまいります。スタッフや他の利用者の安全を確保し、適切な運営を行うため、以下の行為（※）はお控えください。

円滑なキッズクラブ運営のため、適切なコミュニケーションへのご理解とご協力をお願いいたします。

※強い口調での叱責や暴言、威圧的・執拗な言動、過度な要求、長時間の拘束など

(4) お子さまの行動によるトラブル等への対応

放課後キッズクラブでは、すべてのお子さまが安心して過ごせるよう、児童間の関係構築やスタッフによる見守りを含め、安全面に配慮した運営を行っております。

万が一、他のお子さまやスタッフへの暴力行為など、安全な活動を妨げる行為が継続して見られる場合には、保護者さまと連携し、お子さまへの支援・対応方法を検討させていただきます。

また、状況に応じて学校や区役所、その他支援機関とも連携を図る場合がございます。安全なクラブ運営のため、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

II-10 事故が起きた時の対応

軽度のケガの場合	重度のケガの場合
<ul style="list-style-type: none">① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、応急処置を行います。② 保護者に連絡^(※1)を取り、対応を相談します。 (キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来ていただき、医療機関で診察を受ける^(※2)等)	<ul style="list-style-type: none">① スタッフが状況を確認し、救急車を呼びます。② 保護者へ連絡^(※1)をします。③ 救急車が到着したら、スタッフが付き添って病院へ向かいます。④ 保護者に状況を報告します。⑤ 区役所こども家庭支援課へ事故報告書を提出します。

※1 保護者と連絡がつかない場合は、状況を判断して臨機応変に適切な対応を行ったのち、連絡がつき次第、経過を説明します。

※2 首から上及び腹部の打撲等は、症状の有無に関わらず医療機関で受診してください。

【「特定教育・保護施設等における事故情報データベース」への掲載について】

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

<こども家庭庁ウェブページ>

教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database>



Ⅲ 利用に当たっての各種手続き等について



Ⅲ-1 利用申し込み

(1) 利用申し込み

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位(4/1~3/31)で行います。

【年度当初から利用】

4月から利用を希望する場合は以下の申込締切日までに必要書類を揃えたうえで、システム(P7)で申し込みをしてください。

★期日厳守★
期日を過ぎてしまった場合
4月の利用はできません

利用区分	登録に必要なもの	申し込み締切(4月からの利用)	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分I】	・保険料(800円)の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し(アレルギーがある場合) ・児童情報シート(キッズかけはしシート)(※)	令和8年3月13日	令和8年3月13日
すくすく 【区分2A・B】	・保険料(800円)の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し(アレルギーがある場合) ・児童情報シート(キッズかけはしシート)(※) ・留守家庭児童等を証明する書類(P18)	令和8年3月6日	令和8年3月6日

※児童情報シート(キッズかけはしシート)(巻末の用紙)のご提出についてのお願い

児童情報シート(キッズかけはしシート)とは、キッズクラブに新しく入会されるお子さまがキッズクラブで安全に楽しく過ごすことができるように、お子さまについてキッズクラブが事前に把握するためのものになります。

保護者の方からいただいた情報は、お子さまがキッズクラブで安全・安心に過ごすに当たっての大切な参考情報になります。

新1年生及び新しくキッズクラブに入会するお子さまの保護者の方は、お子さまの性格や家での様子などについてシートに記載のうえ、利用申込の際にあわせてご提出ください。

また、お子さまに必要な配慮事項や心配事がある場合は、「キッズかけはしシート」に記載してください。

提出は任意となりますが、未提出の場合、年度の途中等で提出をお願いすることがあります。

【年度途中からの利用】

年度途中からキッズクラブを利用する場合は、上記「利用登録に必要なもの」を揃え、

利用希望月の前月15日までにお申し込みください。

- 〈例〉4月15日までに申し込み → 5月1日からキッズクラブ利用可
5月15日までに申し込み → 6月1日からキッズクラブ利用可
6月15日までに申し込み → 7月1日からキッズクラブ利用可
7月15日までに申し込み → 8月1日からキッズクラブ利用可

<留守家庭児童等を証明する書類>

保護者の状況	各種証明書等
在学中(中学生、高校生を除く)	就労(予定)証明書(巻末) ※ 利用登録時に添付が難しい場合は、「就労(予定)証明書提出遅延届」(巻末)を添付してください。就労(予定)証明書を取得したのちは、システムでの提出が必要です。
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書(巻末)
病気の方、看護・介護中の方	病気・障害等申告書(巻末) ^(※1) ※ 診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書(巻末) ※ 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書(巻末)
在学中(中学生、高校生を除く)	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている方	罹災証明書 ※ 地震による家屋損壊・・・区役所 地震による火災・失火損、火災及び風水害による被災・・・消防署

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産(予定)日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日に属する月の末日までです(多胎妊娠の場合は、出産(予定日)の前14週間、後8週間となります)。

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、速やかに就労(予定)証明書をシステムで提出してください。

(2) 利用料減免

利用料の減免を希望される場合は、別紙「利用料減免の手続について」、を確認のうえ、キッズクラブまで必要書類をご提出ください。

(3) 利用の決定

原則、キッズクラブが利用申し込みの内容を確認し、利用が決定されると、システムで登録いただいたメールアドレスに通知が届きます。

また、新たにキッズクラブを利用される場合は、利用開始前に保護者の方・お子さまとの面談を実施させていただく場合があります。面談の日程については、利用の決定後に改めてお知らせします。

なお、ご提出いただいた利用申込の入力内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、キッズクラブの利用そのものや、すくすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、キッズクラブ又は運営法人の特定非営利活動法人戸塚小はまっ子キッズクラブから事前にご連絡させていただきます。

(4) 新1年生の利用開始日

新1年生の利用開始日は、利用区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は給食開始の翌日からとなります。ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すくすく【区分2A・B】	4月1日から利用することができます。

<新1年生の利用にあたっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月30日までの間に利用する場合は、保護者等による送迎が必要となります。

(5) 在校生の利用開始日

わくわく【区分1】については**始業日の翌日から**利用することができます、すくすく【区分2A・B】は新1年生と同じく4月1日から利用することができます。

Ⅲ-2 利用予定

(1) 利用予定の登録

キッズクラブの利用予定は原則**前月の25日までにシステムで登録してください**。利用予定にない急な参加はできかねますのでご承知おきください。なお、登録した月の利用予定に変更が生じた場合の変更は25日までに、システムで変更をしてください。

登録の締切	前月25日までにシステムに登録してください。
登録の締切後の変更	学校のある日・・・当日13時まで 学校のない日・・・前日の23時まで

(2) プログラムの申し込み

キッズニュースでお知らせします。申し込み方法などもキッズニュースで案内します。

Ⅲ-3 利用料等の支払方法

4月1日～4月10日の間にコンビニ支払いシステムへの登録の案内をお渡しします。

(1) すくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・2B】の利用料等の支払方法

- ① 前月の利用料とおやつ代(食べた回数×100円)を翌月5日までにメールで請求が届きます。
- ② 15日(土日祝日含む)までにコンビニでお支払いください。

(2) わくわく【区分1】のスポット利用料等の支払方法

- ① 当月のスポット利用料とおやつ代(食べた回数×100円)を翌月5日までにメールで請求が届きます。
- ② 15日(土日祝日含む)までにコンビニでお支払いください。

(3) プログラム参加の実費徴収

基本的には当日お子さまに持参していただきますが、プログラムより異なりますので、その都度キッズニュースでお知らせします。

<コンビニ支払いシステムでの支払いの流れ>

- ① 毎月5日にキッズ会員システムに登録された代表者メールアドレス（ログインID）に前月分のご利用料金の
お支払いのお知らせ（請求書）がメールで届きます。
- ② totsuka-kids@lg489.comからメールが届きます。（メール受信を許可してください）
- ③ メールに記載されたURLにアクセスしていただき、支払いするコンビニを選択してください。
- ④ 当月15日23:59までにコンビニでお支払いをお願いします（土日祝日を含みます）
- ⑤ 支払い期日をすぎるとコンビニでお支払いができなくなります。15日までにお支払い確認ができない方には、
書面で「お支払いのお願い」が届きます。指定口座にお振り込みいただくことになり、振込手数料・書
面送付代は保護者様のご負担となってしまいますので、ご注意ください。

お支払い方法選択

お支払い内容

事業者名	NPO法人戸塚小はまっ子キッズクラブ
お客様名	戸塚 花子 様
支払金額	6,800円
支払期限	2025/12/15 23:59:00
支払内容	2A ゆうやけ

重要なお知らせ

レジで
バーコードを
かざしてください

マルチコピー機での操作不要！/
コンビニで便利に決済するなら
FamilyMart バーコード決済！

コンビニ

FamilyMart LAWSON MINISTOP Seicomart Daily 7

お支払いを行うコンビニを
選択します

ファミリーマート


ファミリーマートでのお支払い

レジでバーコードをかざしてお支払い

お支払金額	6,800 円
お支払期限	2025/12/15 23:59:00

バーコード有効期限
2025/12/05 19:48
00 : 09 : 51

画面の**明るさを最大**にしてください。
レジにて**レシートのみ**お渡しします。



セブン-イレブン

インターネットショッピング払込票

店員に「画面に表示しているバーコード」のスクリーンをお申し付けください。

- ❶ スキャンできない場合は、バーコード上にある13ケタの番号を店員にお伝えください。
- ❷ 覗き見防止、破損防止用のシートが貼られている場合や画面のバックライトが点灯していない場合はスキャンができないことがあります。

払込票番号

7264-94108-1297



ローソン・ミニストップ

ローソン・ミニストップでのお支払い (Loppi)

ローソン・ミニストップ専用QRコード



QRをかざして、レジでお支払い

デイリーヤマザキ

デイリーヤマザキでのお支払い

オンライン決済番号	4500-536-350-7
-----------	----------------

- 1 レジスタッフに、「オンライン決済」とお伝えください。
- 2 レジのタッチパネルにオンライン決済番号（4500-536-350-7）をハイフンを除き、入力してください。
- 3 お支払い内容を確認のうえ、「確定」ボタンを押してください。
- 4 現金で、商品代金をお支払いください。
- 5 領収書（レシート形式）を必ずお受け取りください。

デイリーヤマザキ以外は
表示されたバーコードを
レジで提示してお支払い
できます

Ⅲ-4 利用区分の変更

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、システムで翌月以降の利用区分の変更申請をしてください。（月途中での利用区分の変更は原則できません）

また、利用区分変更申請は、原則変更希望月の前月末日までに行ってください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さまの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- ・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく【区分2A・B】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」（P18）の添付が必要となります。
- ・一度すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に登録していた方が、わくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に再度変更する際は、就労証明書の証明内容に変更がない場合、同一年度内の区分変更に伴う就労（予定）証明書の再提出を省略できます。ただし、就労状況が変更となる場合や、年度替わりで継続利用を申し込む際には、改めて就労（予定）証明書の提出が必要です。
- ・すくすく【区分2A・B】間の変更（【区分2A】⇔【区分2B】）は、利用区分変更申請時の「留守家庭児童等を証する書類」の添付は不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、システムで、改めて留守家庭児童等を証明する書類の添付が必要となります。

区分変更の流れ

- ① 「放課後e-場所」システムから「来月以降の区分変更申請」を行います。
※ 変更希望月の前月末日までに変更手続きを済ませて下さい。
- ② 承認メールが届き、区分変更がされます。
- ③ 申請から承認まで2～3日時間をいただいています。（下記「例」参照）
- ④ 期日を過ぎると翌々月からの区分変更になります。

「例」 5月1日から区分を変更したい場合

- ・4月30日までに「放課後e-場所」で「来月以降の区分変更申請」
- ・5月1日～3日まではシステム上では区分が4月のまま
- ・5月4日以降にキッズクラブより区分変更の承認メールが届く
- ・5月1日にさかのぼって区分が変更される

IV 非常災害時等の対応について



IV-1 警報発表時等の対応

		警報発表時のキッズクラブの対応 【浸水対象】
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</p> <p>キッズクラブは、お子さまの安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さまのみ受入れを行います。</p> <p>なお、利用する場合は、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、閉所となります。</p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、児童の安全対策を最優先としたうえでキッズクラブを開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さまのみ受入れを行います。</p> <p>スポット利用以外のわくわく区分のお子さまは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、お子さまの帰宅時間に関わらず、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、閉所となります。</p>
	放課後	<p>キッズクラブの開所時間中に横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、お子さまの帰宅時間に関わらず、利用しているすべてのお子さまの保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</p> <p>お子さまはお迎えが来るまでキッズクラブで待機します。</p> <p>※特別警報発表時や又は「避難情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</p>
学校がない日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さまのみ受入れを行います。</p> <p>なお、利用する場合は、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は閉所となります。</p>

※「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合をいいます。なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

※利用児童が全員帰宅した場合、クラブをその時点で閉所することがあります。その場合、システムで閉所をお知らせするとともに、午後7時までは連絡が取れる体制になっていますので、次の連絡先までお問い合わせください。

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になります。システムで開所される時間を連絡しますので、指定の時間以降のご利用をお願いします。



【連絡先】戸塚小放課後キッズクラブ 045-881-83064

○横浜市 防災情報ポータル URL: <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

IV-2 公共交通機関の計画運休について

(1) 公共交通機関の計画運休が発表された場合

原則として、すくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社(JR線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン)の計画運休が判明した場合とします。

(2) 公共交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発表されていない場合であっても、当日中に特別警報の発表が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

IV-2 Jアラートを通じた緊急情報への対応

- ・神奈川県内にJアラートが発信された場合、児童が来所前であれば、自宅待機を原則とします。
- ・その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。

なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区こども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所を行う場合は速やかに保護者に周知します。

- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。



IV-3 熱中症警戒アラート等発表時等の利用

わくわく【区分1】

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時または当日の午前5時に発表された場合、わくわく【区分1】の利用を原則休止します。また、「熱中症特別警戒アラート」が前日の午後2時に発表された場合も同様の対応とします。

近年、キッズクラブの登録児童数の増加に伴い、室内の活動場所の確保が困難になっています。このため、熱中症警戒アラート等発表時は児童の安全な活動を確保するという事業の目的を鑑み、位置づけが「遊びの場」であるわくわく【区分1】の利用を原則休止します。ご理解とご協力をお願いいたします。

すくすく【区分2A・B】

すくすく【区分2A・B】に関しては「生活の場」として位置付けているため、「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」が発表されてもご利用いただけます。ただし、特に夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控える等、計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

警戒アラートの種類

熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
<ul style="list-style-type: none">発表は1日2回、前日の午後5時と、当日午前5時暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表わくわく【区分1】は原則利用休止	<ul style="list-style-type: none">発表は1日1回、前日の午後2時気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れのある場合（暑さ指数の値が「35以上」）に発表されます。わくわく【区分1】の利用制限等の対応については「熱中症警戒アラート」と同様ですが、より一層熱中症への対策をお願いします。

※キッズクラブでは発令のお知らせはしませんので以下を参考にご家庭で確認をしてください

【熱中症警戒アラート等に関するメール等配信サービス】

ご家庭でも以下のアドレスから「熱中症警戒アラート等 メール配信サービス」にご登録いただけます。

環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

横浜市防災情報Eメール



前日午後5時頃及び
当日午前5時頃配信

環境省熱中症警戒アラート等
メール配信サービス



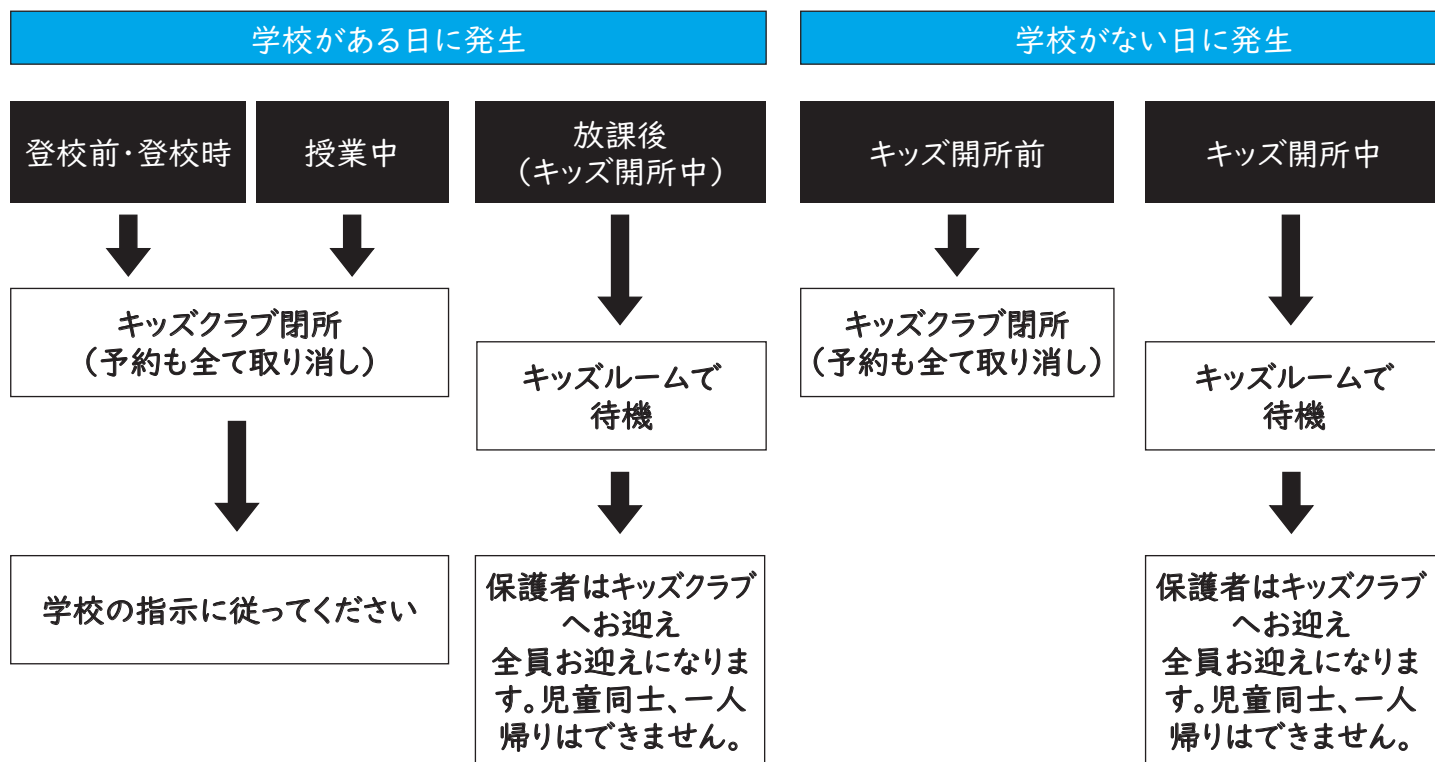
前日午後5時頃及び
当日午前7時頃配信

環境省公式LINEアカウント
による情報配信



前日午後6時頃及び
当日午前7時頃配信

IV-4 地震 震度5強以上の地震発生時の対応



大規模地震でない場合でも、周囲の状況や停電、交通機関の運行停止の状況により児童の安全確保の為にキッズの活動を停止し、学校留め置き、キッズ留め置きになる場合がございます。

●停電・通信状況により連絡が取れない場合があります。

●災害用伝言ダイヤルを活用します。

災害時に安否確認、問い合わせの電話が急増し、つながりにくい状況が想定されます。

メッセージを録音しますので、確認してください。

- ① 171をダイヤル
- ② 「2(再生)」(音声ガイダンスに従ってください)
- ③ 045-881-8306
- ④ メッセージを聞く

●安全確保の為、できるだけ早いお迎えをお願いします。

●翌日以降は学校の対応に準じます。



V その他



V-1 支援や配慮を必要とする児童の受入れについて

(1) 障害のある児童や配慮が必要な児童について

お子さまの特性に応じた支援や配慮については、保護者の方と相談しながら、可能な限りクラブの体制や環境の調整を行います。

障害や医療的配慮、発達の遅れ等、お子さまについて気がかりな点やご心配がある場合や、医師の診断・助言がある場合等は、「利用申込書」及び「キッズかけはしシート」にその旨の記載をお願いします

【利用申込前の事前見学】

キッズクラブの申込に当たっては、事前にキッズクラブを見学頂くことを推奨しています。

お子さまが安全・安心に過ごせるかどうか確認して頂くために、お子さまを連れての見学をお願いします。

なお、見学をご希望の際は、キッズクラブへ事前にご相談ください。

【利用決定後の面談】

原則、利用開始する前に保護者の方・お子さまとスタッフとの面談を実施させていただきます。

「キッズかけはしシート」等に記載いただいた内容等を踏まえた支援や配慮を検討するために、ご協力をお願いします。

(2) 医療的ケアが必要な児童のご利用について

医療的ケアが必要な児童につきましては、事前にキッズクラブでの受け入れ準備が必要となる場合があります。

ご利用をご検討いただいている段階でも構いませんので、キッズクラブへお早めのご相談をお願いします。

(3) その他支援事業のご紹介

18歳までの子育てに関する相談窓口が各区役所こども家庭支援課にあります。相談窓口では、保健師・助産師や社会福祉職などが相談者と一緒に考え、必要に応じて専門機関などを紹介していますので、お住まいの区の「こども家庭相談」に直接ご相談ください。

また、児童の発達を支援するための療育の提供を目的とした障害児通所支援事業（放課後等デイサービスなど）の制度もございます。利用に関する相談はお住まいの区の区役所こども家庭支援課へご連絡ください。


下記二次元コードから、お住まいの区のこども家庭支援課のそれぞれの連絡先がお調べいただけます。

【こども家庭相談窓口案内】

こども家庭相談 



【障害児通所事業ご利用の手引き】(PDF)

障害児通所事業ご利用の手引き 



V-2 保護者会

キッズクラブでは、主に保護者に意見を聞く場として、半期に一回以上保護者会を開催します。

保護者会は、保護者との関わりを目的とするため、保護者を集めて意見交換する場（オンライン含む）の他、保護者参画の親子プログラムや、利用者へのアンケートの実施も含まれます。

保護者の皆さまのご意見をいただく大切な場であるため積極的に関わって頂くよう、お願い申し上げます。尚、保護者会の開催に当たっては、キッズニュース等で事前にお知らせいたします。

V-3 ご意見・ご要望、お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、学校ではなく、直接キッズクラブにご相談ください。

（例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど）

戸塚小学校放課後キッズクラブ TEL:045-881-8306 FAX :045-881-8306
ホームページ：<https://www.totsuka-kids.jp/>



運営法人：特定非営利活動法人戸塚小はまっ子キッズクラブ TEL:090-2930-4515
平日の月～金 13時～18時

横浜市戸塚区こども家庭支援課 TEL: 045-866-8485 FAX:045-866-8473



放課後キッズクラブ よくあるご質問



Q1 保護者が短時間での就労でキッズクラブの利用は16時までの予定ですが、すすく【区分2】ではなく、わくわく【区分1】の登録でも問題ありませんか。(p.2)

A1 保護者の方が就労していても、わくわく【区分1】の登録は可能です。
ただし、わくわく【区分1】は「遊びの場」として実施しているため、「生活の場」としての利用を希望する場合は、利用時間にかかわらず、すすく【区分2】への登録をお願いします。

Q2 病気やケガで長期間キッズクラブを利用しない場合でも、すすく【区分2】の利用料はかかりますか。

A2 すすく【区分2】の利用料は、利用の有無にかかわらず、月額で発生します。
なお、利用予定がない月がある場合は、わくわく【区分1】へ区分変更することで、利用料がかからなくなります。

Q3 途中でキッズクラブの利用を辞める場合、必要な手続きはありますか。また、その場合に保険料や利用料の返金がありますか。

A3 キッズクラブの利用登録は年度ごとに行うため、退会の手続きはありません。
すすく【区分2】に登録している場合は、利用料の発生しないわくわく【区分1】への区分変更の手続きをお願いします。
また、保険料やすすく【区分2】の利用料は、年単位・月単位でのご負担となるため、利用をしなくなった場合でも返金はできません。

Q4 わくわく【区分1】の利用を制限する日があるのはどうしてですか。保護者は働いているので、キッズクラブを使えないと困ります。

A4 わくわく【区分1】は「遊びの場」として実施しているため、気象警報発表時等、お子さまやキッズクラブの活動の安全面を踏まえて利用を制限する場合があります。
「生活の場」としての利用を希望する場合は、すすく【区分2】への登録をお願いします。

Q5 すすく【区分2】の登録に当たり、勤務時間・日数等に条件はありますか。

A5 就労時間、日数等に条件はありません。保護者の方が就労していることが確認できれば、すすく【区分2】への登録が可能です。

Q6 活動時間中に、宿題等の勉強を教えてもらうことはできますか。

A6 主にすくすく【区分2】のお子さまが自主的に宿題等の学習に取り組めるよう、活動時間中に学習の時間を設けるなどの環境づくりを行いますが、スタッフによる学習の指導等はありません。また、ご家庭において、保護者の方とお子さまでクラブにいる間の宿題等の学習にどのように取り組むかのお話をお願いします。

Q7 保護者が同意していれば、最終下校時刻後でも一人帰りができますか。

A7 キッズクラブでは、学校とも相談のうえ、お子さまの安全性を考慮し、お子さだけで帰宅できる最終下校時刻を定めています。最終下校時刻以降は、保護者の方等のお迎えが必要となりますので、お手数をおかけしますがご協力をお願いします。

Q8 在宅勤務で保護者が家にいる場合でも、すくすく【区分2】への登録は可能でしょうか。

A8 在宅勤務の場合でも、就労証明書等、留守家庭児童であることが確認できる書類をご提出いただければ、すくすく【区分2】に登録いただくことができます。

Q9 民間学童や放課後児童クラブとの併用はできますか。

A9 民間学童等との併用も可能ですが、キッズクラブを利用してから民間学童等を利用する際に民間学童等の職員がお迎えに来る場合は、お子さまの引き渡し方法について確認する必要があるため、学童の方へキッズの他施設説明会に出席していただくようお願い下さい。(2月24日13時~13時30分)。また、併用してご利用される場合でも、日々の出欠連絡等は、キッズクラブと民間学童それぞれに対し、保護者の方から行ってください。

Q10 こどもに障害や特性があっても利用できますか。

A10 キッズクラブでは、障害の有無にかかわらず、安全・安心に利用することができるよう、お子さまの特性に応じた支援等、可能な範囲で適切な配慮に努めています。ご利用を検討されている場合、まずは、キッズクラブまでご相談ください。



保険に関する Q & A



Q1 保険の掛金を支払わないと、キッズクラブの利用はできないのですか？

A1 はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ず利用前に掛金をお支払いください。

Q2 振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？

A2 お子さまにお金を持たせることは、やめてください。
キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。

Q3 1日だけのイベントへの参加でも保険の掛金を支払うのですか？

A3 はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。

Q4 キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金は返還してもらえますか？

A4 一度お支払いいただいた掛金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

《保険料が支払われるまでの流れ》

- ① キッズクラブより保険会社に連絡
- ② ご自宅に保険会社から請求書が届く
- ③ 必要事項などを記入・提出
- ④ 保険料が支払われる

キッズクラブでの持ち帰りiPad使用ルール

令和8年2月24日
戸塚小学校放課後キッズクラブ

「iPad」をキッズクラブでも利用できるようになります。
…とは言っても、iPadが自分のものになるということではありません。
皆さん一人ひとりが気持ちよく使えるよう、ルールを守り大切に使用してください。

【使用時のルールについて】

- ① 学習のことにだけ使しましょう。
- ② 学校と自宅、クラブ以外で使わないようにしましょう。
- ③ 「借りている」という気持ちをもって、大切に使しましょう。
- ④ 登下校時の持ち運びは、ランドセルに入れましょう。登下校中には使いません。
- ⑤ 他の人とiPadを貸し借りすることはできません。きょうだいでもできません。
- ⑥ お互い、嫌な思いをするようなことはやめましょう。
- ⑦ フィルタリングがかかっています。セキュリティの設定変更はできません。
- ⑧ 改造・分解はしないでください。
- ⑨ 学校の許可がないアプリのインストールやダウンロードをして使用することはできません。



【情報管理について】

- ① 自分のIDやパスワードを、他の人に教えてはいけません。
- ② 自分や他の人の個人情報（名前や住所、電話番号、写真など）をインターネット上にアップロードすることは、やめましょう。
- ③ パスコードが設定されています。勝手に変更することはできません。
- ④ シールをとったり、カバーをはずしたりしません。

【保管について】

- ① キッズクラブでは充電はできません。充電の範囲内で使うようにしましょう。
- ② ランドセルに保管し、落ちない場所にランドセルを置いてください。
- ③ 直射日光が当たる場所や高温・多湿になる場所（窓際・屋外など）での保管はしないでください。
- ④ カバーやキーボードも大切に使しましょう。自分のものではありません。

【思ったように動かない時や壊れてしまった時について】

iPadが思ったように動かない、こわれてしまった、ID・パスコードを忘れてしまったなどの時は、学校に連絡してください。

※保護者の方へ

キッズクラブでiPadを使用している際に、破損・故障・汚染または利用不可となる状態になった場合、クラブから学校への連絡は行いません。クラブで状況を聞き取り、保護者の方にお伝えしますので、保護者の方から学校へ連絡をお願いします。

令和8年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

<新規に利用申し込みする場合>

チェック欄

利用申込(全利用区分、必須)		
保険料(全利用区分、必須)		
キッズかけはしシート(全利用区分、任意)		
すくすく【区分2A・B】に登録する場合 ※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。 ※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。		
保護者の状況	対象書類	
会社員、公務員等	就労(予定)証明書 ※利用登録時に添付が難しい場合は、「就労(予定)証明書遅延届」を添付してください。	
勤務予定者		
産休中及び育休中		
自営業	自営業者等申告書	
病気の方	病気・障害等申告書 + 診断書等病気の状況がわかる書類	
看護・介護中の方		
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類	
求職中の方	求職活動申告書	
在学中の方 (中学生・高校生除く)	学生証又は在学証明書	
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書	
お子さまに食物アレルギーがある場合		
学校生活管理指導表(写)		
減免申請をする場合		
放課後キッズクラブ利用料減免申請書		
※次のうちいずれかの書類		
生活保護世帯	保護証明書	
	生活保護費支給証	
就学援助世帯	児童扶養手当証書	
	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ	
	就学援助費支給についてのお知らせ	
市民税所得割非課税世帯	就学援助認定通知	
	市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書	
	市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書	
	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書	

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

※必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

<利用区分を変更する場合>

チェック欄

利用区分変更申込(全利用区分、必須)		
新たにすくすく【区分2A・B】に登録する場合 (わくわく【区分1】⇒すくすく【区分2A・B】) ※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。 ※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。		
保護者の状況	対象書類	
会社員、公務員等	就労(予定)証明書 ※利用登録時に添付が難しい場合は、「就労(予定)証明書遅延届」を添付してください。	
勤務予定者		
産休中及び育休中		
自営業	自営業者等申告書	
病気の方	病気・障害等申告書 + 診断書等病気の状況がわかる書類	
看護・介護中の方		
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類	
求職中の方	求職活動申告書	
在学中の方 (中学生・高校生除く)	学生証又は在学証明書	
震災、風水害、火災その他の 災害の復旧に当たっている方	罹災証明書	
お子さまに食物アレルギーがある場合		
学校生活管理指導表(写)		
減免申請をする場合		
放課後キッズクラブ利用料減免申請書		
※次のうちいずれかの書類		
生活保護世帯	保護証明書	
	生活保護費支給証	
就学援助世帯	児童扶養手当証書	
	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ	
	就学援助費支給についてのお知らせ	
市民税所得割非課税世帯	就学援助認定通知	
	市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書	
	市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書	
	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書	

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

※必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

令和8年度放課後キッズクラブ利用料減免手続のお知らせ

(1) 利用料減免制度の概要

放課後キッズクラブ(以下「キッズクラブ」)の利用料減免(以下「減免」)制度の概要は以下の表の通りです。書類提出フロー図(P38)をご確認いただいたうえで、申請手続(※)をしてください。

※申請が可能なのはR8年12月までです。期限を過ぎた場合、減免の対象とならないためご注意ください。

【減免制度の概要】

減免対象者 (※1・2)	すくすく【区分2】に登録していて、かつ、以下のいずれかに該当する方 ① 横浜市就学援助を受けている世帯(以下「就学援助世帯」) ② 市民税所得割非課税世帯(以下「非課税世帯」) ③ 生活保護世帯
減免額・ 減免対象費用	月額利用料を上限2,500円減免 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2A】の延長料(400円/回)及び保険加入料は減免の対象となりません

※1 ①～③の要件を満たさなくなった場合(例:就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯ではなくなった場合等)、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※2 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

(2) 就学援助世帯の手続き

① 減免の判定期間

令和8年度から、毎年9月から翌8月までを1年度として判定を行うため、

- ・令和7年度に就学援助の認定を受けている:R8年4～8月を減免
- ・令和8年度に就学援助の認定を受けている:R8年9月～R9年8月を減免

となりますが、令和8年度は次の基準でも判定を行います。

ア 2～6年生の特例

R8年4～8月は従前の基準(R8年度就学援助世帯を減免)での判定も行います。

イ 1年生の特例

令和8年度就学援助世帯に対してR8年4月～R9年8月の判定を行います。

【減免判定期間】

	令和8年4月～8月	令和8年9月～令和9年8月
2～6年生	R7年度に就学援助世帯	R8年度に就学援助世帯
	R8年度に就学援助世帯 (R8年度のみの特例)	
1年生	R8年度に就学援助世帯	

② 減免の申請

減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7年度にキッズクラブで減免の対象となっていた方は、R8年 4～8月については、申請を行わなくても減免の対象となります。

【減免申請の考え方】

	令和8年4月～8月	令和8年9月～令和9年8月
R7年度に減免を受けている 2～6年生	申請不要	8月までに申請すれば 9月から減免適用(※1)
R7年度に減免を受けていない 2～6年生	8月までに申請すれば 4月から減免適用(※1・2)	
1年生		

※1 上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。また、各月の提出期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※2 8月までに減免申請を行った場合、4月に遡って減免の適用が受けられます。申請期限・精算方法はキッズクラブまでお問い合わせください。

③ 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に次のいずれかの書類(※)の写しを添付してご提出ください。

- ・就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ
- ・就学援助費支給についてのお知らせ
- ・就学援助認定通知

※① のとおり、減免を受けようとする月により、提出いただく書類の年度が異なります。

ご不明な点については、キッズクラブまでお問い合わせください。

＜児童扶養手当を受給している方へ＞

児童扶養手当を受給している方は、上記の書類ではなく、児童扶養手当証書【写し】の提出をお願いします。

(3) 非課税世帯の手続き

① 減免の判定期間

令和8年度から、毎年9月から翌8月までを1年度として判定を行うため、

- ・令和7年度非課税世帯：R8年4月～8月を減免
- ・令和8年度非課税世帯：R8年9月～R9年8月を減免

となりますが、令和8年度のR8年6月～8月は従前の基準（R8年度非課税世帯を減免）での判定も行います。

【減免判定期間】

令和8年4月～5月	令和8年6月～8月	令和8年9月～令和9年8月
R7年度非課税世帯	R7年度非課税世帯	R8年度非課税世帯
	R8年度非課税世帯 (R8年度のみの特例)	

② 減免の申請

減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7年度にキッズクラブで減免の対象となっていた方は、R8.4～8月については、申請を行わなくても減免の対象となります。

【減免申請の考え方】

	令和8年4月～8月	令和8年4月～8月	令和8年4月～8月
R7年度に減免を受けている 2～6年生	申請不要		8月までに申請すれば 9月から減免適用(※1)
R7年度に減免を受けていない 2～6年生	3月までに申請すれば 4月から減免適用(※1)	8月までに申請すれば 9月から減免適用(※1、2)	
1年生			

※1 上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。各月の申請期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※2 申請期限までに減免申請を行った場合、6月に遡って減免の適用が受けられます。申請期限・精算方法はキッズクラブまでお問い合わせください。

③ 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に、世帯全員分(※1)の次のいずれかの書類(※2)の写しを添付してご提出ください。

- ・市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書
- ・市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書
- ・給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書

※1 非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。

減免の対象となるためには、世帯全員が非課税である必要があるため、世帯全員の証明書をご提出ください。

なお、市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書は、課税または非課税でも同様の表記の証明書が発行されますので、市民税所得割部分が非課税であるか、ご確認ください。

※2 ①のとおり、減免を受けようとする月により、提出いただく書類の年度が異なります。ご不明な点については、キッズクラブまでお問い合わせください。

(4) 生活保護世帯の手続き

① 減免の判定期間

生活保護の受給を開始した翌月から利用料減免の対象とすることが出来ます。

② 減免の申請

利用料の減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7年度にキッズクラブで利用料減免の対象となっていた方は、R8年4～8月については、申請を行わなくても減免の対象となります。

【減免申請の考え方】

	令和8年4月～8月	令和8年9月～令和9年8月
R7年度に減免を受けている 2～6年生	申請不要	8月までに申請すれば 9月から減免適用(※1)
R7年度に減免を受けていない 2～6年生	随時申請(※2)	
1年生		

※1 上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。各月の申請期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※2 減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。

③ 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に次のいずれかの書類の写しを添付してご提出ください。

- ・保護証明書
- ・生活保護費支給証

(5) 減免対象でなくなった場合

減免の要件を満たさなくなった場合(例:就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯ではなくなった場合等)、速やかに『放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書』の提出をお願いします。

虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

【書類の説明】

世帯	提出書類	提出時期	備考
生活保護世帯	保護証明書	キッズクラブの申込時 又は 減免の適用を受けようとする時	保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。(無料です。)
	生活保護費支給証		
市民税所得割 非課税世帯	市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書		区役所税務課や行政サービスコーナーで取得することができます。 (1件につき300円がかかります)
	市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。
	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。
就学援助世帯 (児童扶養手当 受給「有」)	児童扶養手当証書		有効期限内の証書に限ります。
就学援助世帯 (児童扶養手当 受給「無」)	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ	8月まで 又は 8月以降は学校から受 理次第速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・4月当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校から送付されます。 ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。
	就学援助費支給についてのお知らせ		
	就学援助認定通知		